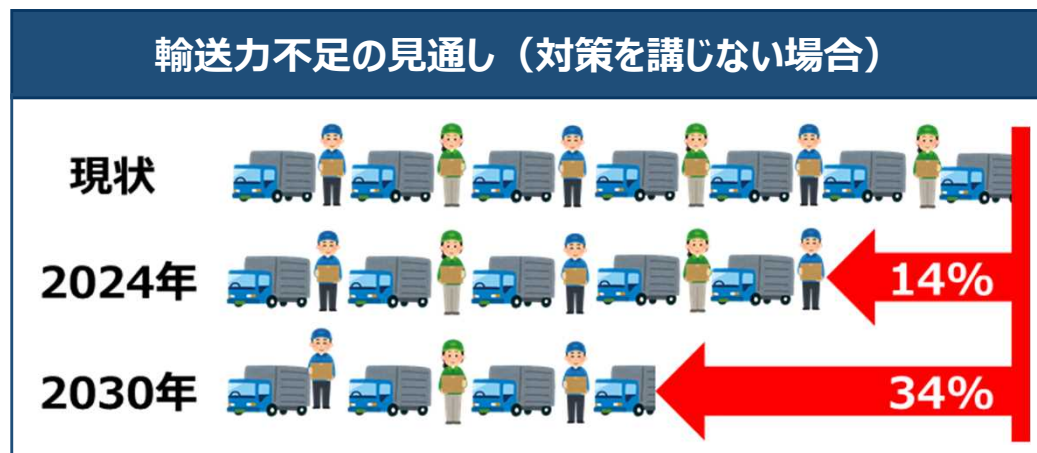


## 資料1

# 物流革新に向けた政策パッケージ について

# 「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。
- さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。



## 「政策パッケージ」の構成

1. 具体的な施策  
（1）商慣行の見直し  
（2）物流の効率化  
（3）荷主・消費者の行動変容
2. 施策の効果
3. 当面の進め方

荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。



中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化**も含め確実に整備。

# 1. 具体的な施策 (1) 商慣行の見直し

- 物流の適正化・生産性向上を図るため、**荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）**の双方において非効率な商慣行を見直す。

## ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入

- 荷主・物流事業者双方に、物流負荷の軽減に向けた、計画作成や実施状況の報告を求める。
- ・さらに取組が不十分な事業者に対して、勧告・命令等を行う規制的措置等の導入に向けて取り組む。

## ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等を見直し

## ③ 物流産業における多重下請構造の是正に向けた規制的措置等の導入

- 元請事業者等が実運送事業者を把握できるような台帳作成などを求める。
- 悪質事業者に対する監査を強力に実施。

## ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（トラックGメン）

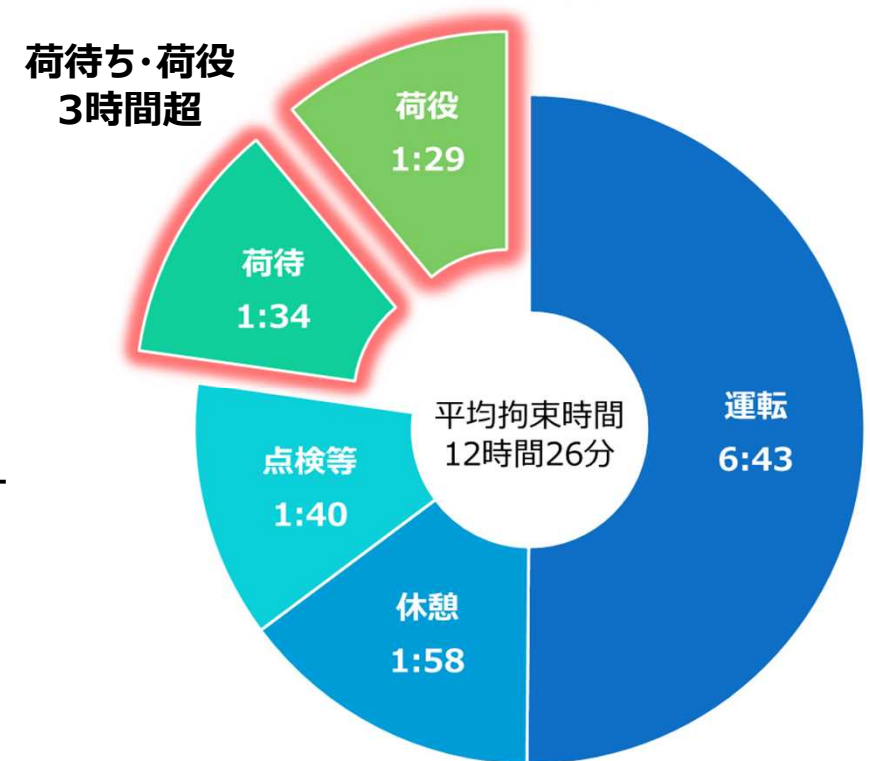
## ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等の取組み

- 「送料無料」の表示の見直しに取り組む。
- 「契約の電子化・書面化」を図る規制的措置等の導入に向けて取り組む。

## ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底

- 「標準的な運賃」「標準運送約款」について今年中に所要の見直しを図る。

荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳



出典：トラック輸送状況の実態調査(R2)

# 1. 具体的な施策 (2) 物流の効率化

## ● 物流GX・DX・標準化等により、新技術も活用しつつハード・ソフト両面で物流を効率化する。

- ① 即効性のある**設備投資**の促進  
(バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等)
- ② 「**物流GX**」の推進  
(鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、  
車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等)
- ③ 「**物流DX**」の推進  
(自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、  
サイバーポート、フィジカルインターネット等)
- ④ 「**物流標準化**」の推進 (パレットやコンテナの規格統一化等)
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**に係る機能強化・土地利用  
最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック**速度規制 (80km/h)** の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**  
の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進

- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた  
荷主・元請事業者等を通じた取組強化
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

### 「物流GX」の例



### 「物流DX」の例



# 1. 具体的な施策 (3) 荷主・消費者の行動変容

- 荷主企業や消費者の意識改革・行動変容に向けて、広報活動にとどまらず、**新たな仕組み**の導入を含めて取り組む。

## ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す 規制的措施等の導入

→荷主企業への役員クラスに物流管理の責任者を配置することを義務づけるなど、規制的措施等の導入に向けて取り組む。

## ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表** する仕組みの創設

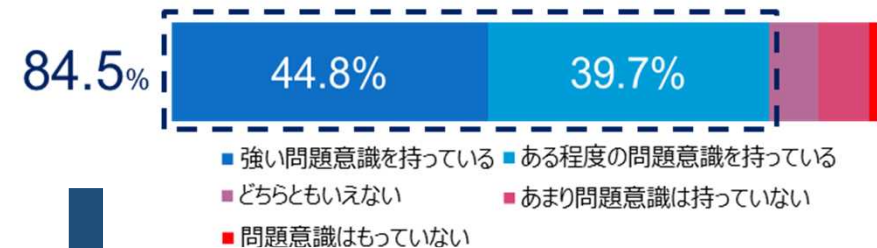
## ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取り組み

## ④ **再配達削減**に向けた取り組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）

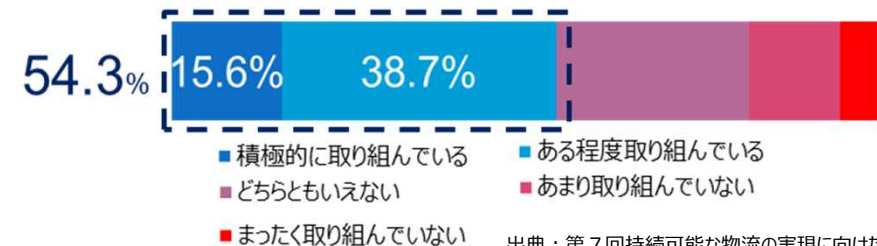
## ⑤ 物流に係る**広報**の推進

### 荷主企業・物流事業者の問題意識と取組状況

○物流危機に対して**問題意識**を持っているか



○物流危機対策の**取組**を実施しているか



出典：第7回持続可能な物流の実現に向けた検討会資料

## 2. 施策の効果（2024年度分）

|             | （施策なし） | （施策あり）       | （効果）      |
|-------------|--------|--------------|-----------|
| ・ 荷待ち・荷役の削減 |        |              |           |
| ・ 積載効率の向上   | 3時間    | → 2時間×達成率3割  | ： 4.5ポイント |
| ・ モーダルシフト   | 38%    | → 50% ×達成率2割 | ： 6.3ポイント |
| ・ 再配達削減     | 3.5億トン | → 3.6億トン     | ： 0.5ポイント |
|             | 12%    | → 6%         | ： 3.0ポイント |

合計： 14.3ポイント

※ 2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

## 3. 当面の進め方

**2024年初** ・ 通常国会での**法制化**も含めた規制的措置の具体化

**2023年末** ・ **トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「標準運送約款」「標準的な運賃」の改正等**  
・ **再配達率「半減」**に向けた対策  
・ 2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表  
・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表

**2024年初**  
**政策パッケージ**  
**全体の**  
**フォローアップ**

**速やかに** ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした**ガイドライン**の作成・公表等



# 物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

## 1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・物流管理統括者の選定
- ・荷待ち・荷役作業等時間
- ・物流の改善提案と協力
- 2時間以内ルール/1時間以内努力目標
- ・運送契約の書面化 等

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・パレット等の活用
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・検品の効率化・検品水準の適正化
- ・荷役作業時の安全対策 等

## 2. 発荷主事業者としての取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・発送量の適正化 等
- ・物流コストの可視化

## 3. 着荷主事業者としての取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

## 4. 物流事業者の取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- | ○共通事項       | ○個別事項(運送モード等に応じた事項)   |
|-------------|-----------------------|
| ・業務時間の把握・分析 | ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握    |
| ・長時間労働の抑制   | ・トラック運送業における多重下請構造の是正 |
| ・運送契約の書面化 等 | ・「標準的な運賃」の積極的な活用      |

### (2) 実施することが推奨される事項

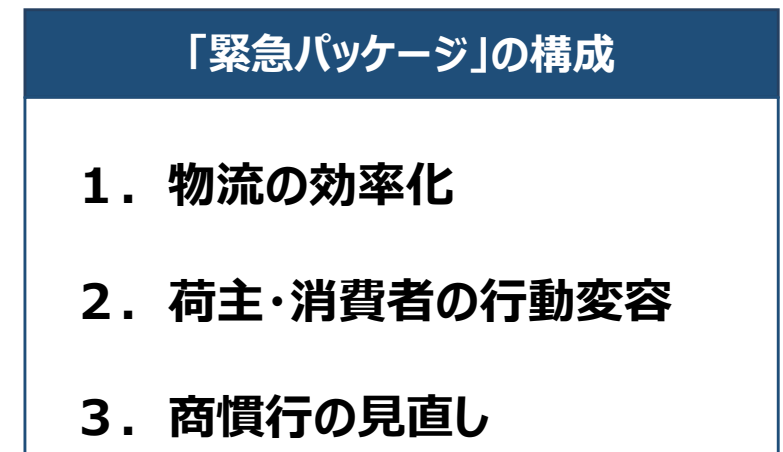
- | ○共通事項                  | ○個別事項(運送モード等に応じた事項)      |
|------------------------|--------------------------|
| ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 | ・倉庫内業務の効率化               |
| ・賃金水準向上                | ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進 |
|                        | ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等     |

## 5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

# 物流革新緊急パッケージのポイント

- 物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が来年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。このため、**本年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定**。
- 今般、2024年が迫る中、**賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るべく、以下の事項について、必要な予算の確保も含め緊急的に取り組むこととする。**
- この他、中長期計画の策定など、政策パッケージの施策を着実に実施し、進捗の管理を行う。





# 1. 物流の効率化（1）

## ○ 即効性のある設備投資・物流DXの推進

### 物流施設の自動化・機械化の推進

【自動フォークリフト】

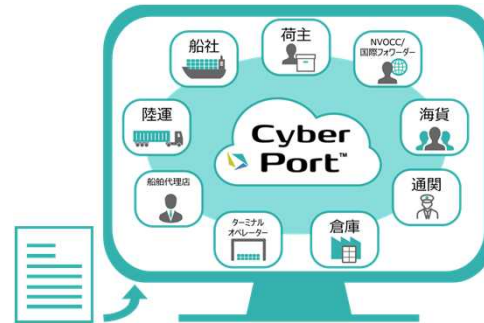


【AGV・ピッキングロボット】

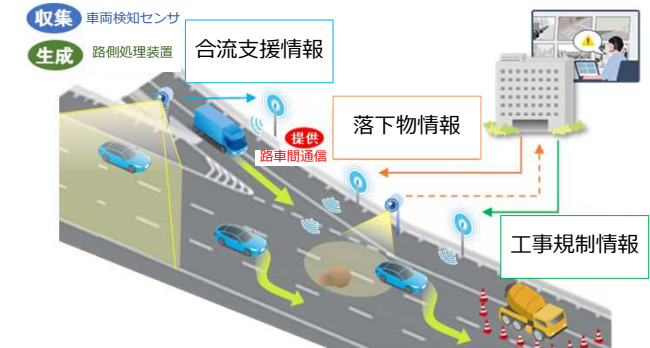


### 港湾物流手続等の電子化の推進 (サイバーポート)

【関係者間でデータ連携し、物流手続を効率化】



### 自動運転トラックを対象とした 路車協調システム等の実証実験



## ○ モーダルシフトの推進

### 鉄道、内航海運の輸送量・分担率を増強



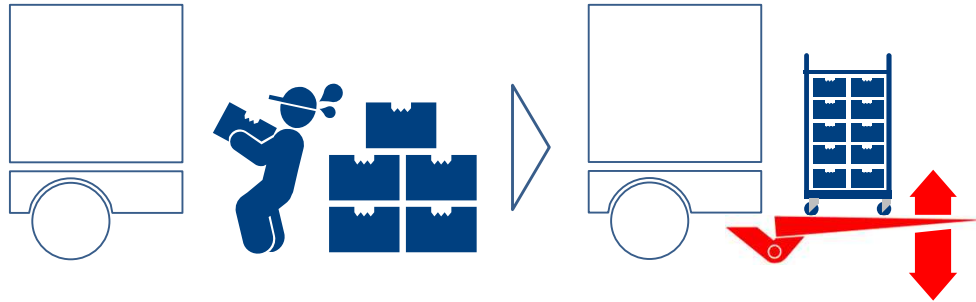
### コンテナ大型化の推進



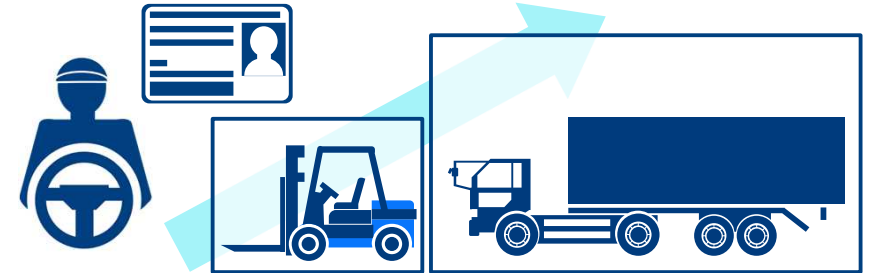
# 1. 物流の効率化（2）

## ○ トラック運転手の労働負担の軽減、担い手の多様化の推進

テールゲートフッター等、  
荷役作業の負担軽減に資する機器等の導入強化



大型・けん引免許取得等のトラック運転手のスキルアップ支援



## ○ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援

農産品等の流通網の強化



モーダルシフト等に対応するための  
港湾施設の整備等



高規格道路整備等による物流ネットワークの強化や  
SA・PAにおける大型車駐車マスの拡充等

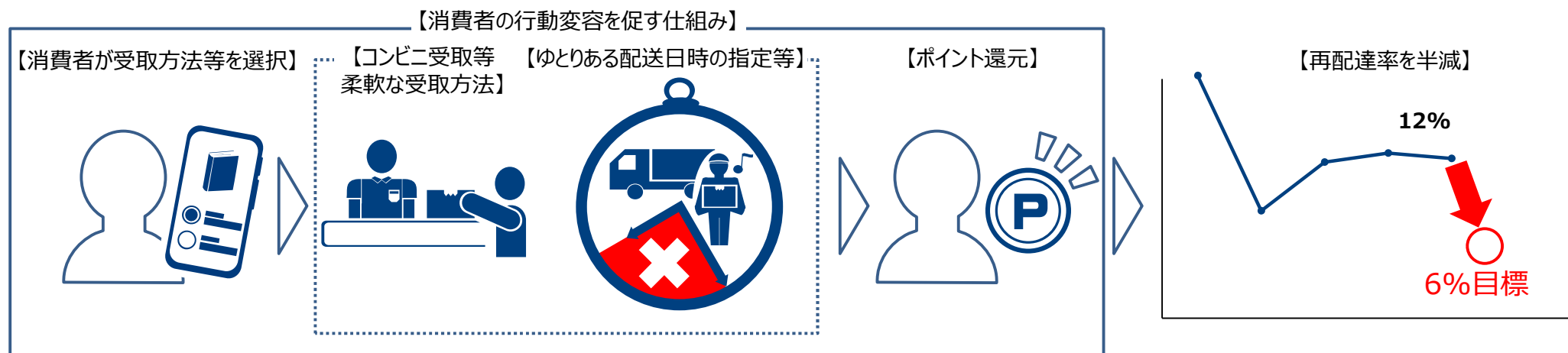


- 標準仕様のパレット導入や物流データの標準化・連携の促進
- 燃油価格高騰等を踏まえた物流GXの推進（物流拠点の脱炭素化、車両のEV化等）
- 高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の継続
- 道路情報の電子化の推進等による特殊車両通行制度の利便性向上

## 2. 荷主・消費者の行動変容

### ○ 宅配の再配達率の半減に向けた緊急的な取組

ポイント還元を通じた消費者の行動変容を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業



### ○ 政府広報やメディアを通じた意識改革・行動変容の促進強化

## 3. 商慣行の見直し

### ○ トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化（「集中監視月間」（11～12月）の創設）

### ○ 現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引き上げ（年内に対応予定）

- ・燃料価格等の高騰の状況を踏まえ、運賃表を見直すとともに、荷待ち・荷役作業等の輸送以外のサービスの対価や下請に発注する際の手数料の水準を提示して、引き上げ

### ○ 適正な運賃の収受、賃上げ等に向け、次期通常国会での法制化を推進

- ・大手荷主・物流事業者の荷待ちや荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務大臣による指導・勧告・命令等
- ・大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け
- ・トラック事業における多重下請け構造の是正に向け下請状況を明らかにする実運送体制管理簿の作成、契約時の（電子）書面交付の義務付け

# 荷主の業界団体への協力依頼文書(3局連名)

令和5年12月11日

荷主団体 あて

近畿経済産業局産業部 流通・サービス産業課  
近畿農政局経営・事業支援部 食品企業課  
近畿運輸局自動車交通部 貨物課

物流の適正化・生産性向上に向けた取組について(協力依頼)

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、我が国経済の力強い成長や、より豊かな国民生活の実現等のため、その機能を十分に発揮させていく必要があります。一方で物流分野においては人手不足や労働生産性の低さといった課題に対応するため、働き方改革の推進が求められています。

そのような中、2024年4月からはトラックドライバーにも時間外労働の上限規制(年960時間)が適用されることとなり、輸送力不足から物流の停滞が懸念される、いわゆる「2024年問題」へ早急に対応する必要があります。

こうした状況から、令和5年6月に我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」がとりまとめられ、「商慣行の見直し」、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」という3本の柱に沿った諸施策について、関係省庁が一丸となり取り組むこととなりました。

効率的な物流を実現するためには、発荷主事業者、物流事業者、着荷主事業者が連携・協働して現状の改善を図るための取組を実施することが必要です。

つきましては、令和5年6月に取りまとめられた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を傘下会員企業に周知していただき、制度の促進にご協力いただきますようお願いいたします。

## ●物流革新に向けた政策パッケージ

(2023年6月2日 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu\\_kakushin/pdf/seisaku\\_package.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/seisaku_package.pdf)

## ●物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

(2023年6月 経済産業省、農林水産省、国土交通省)

概要版:<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001612797.pdf>

本文:<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001612798.pdf>

## ●物流革新緊急パッケージ

(2023年10月6日 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu\\_kakushin/pdf/kinkyu\\_package\\_1006.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/kinkyu_package_1006.pdf)

## 【本件に関するお問い合わせ先】

### ・近畿経済産業局産業部 流通・サービス産業課

担当者: 阪谷、北野

電話: 06-6966-6025 FAX: 06-6966-6085

(今後、荷主企業に対して貨物自動車運送事業法等に基づく措置を行う場合は、当該荷主企業の業種を所管する課が担当します。)

### ・近畿農政局経営・事業支援部 食品企業課

担当者: 高野、茶谷

電話: 075-414-9024 FAX: 075-414-7345

### ・近畿運輸局自動車交通部 貨物課

担当者: 酒井、松本

電話: 06-6949-6447 FAX: 06-6949-6531